## 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

## (独立行政法人名:科学技術振興機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規程等の根拠 条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない 事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
後納郵便料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宗 場玉県川口市本町4-1- 8	平成23年7月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段 南4-5-9	後納郵便を扱ってい るのは郵便事業株式 会社だけであり、 等に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1, 966, 780円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
後納郵便料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行 場本県川口市本町4-1- 8	平成23年7月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘 2-9- 7	後納郵便を扱ってい るのは郵便事業株式 会社だけであり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1, 453, 890円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年7月7日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4 - 2 2 - 2	契約の相手方は立地 条件によ物件の 会社であり、光支払 会社であり、光支払 料についまかりの 要対して 要対して 要対して 対争に が 分に 会計規程第34条第4 項)	非公表	2, 616, 977円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年7月7日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4 - 2 2 - 2	契約の相手方は立立地 条件に当該物件の 会社でありい、光支社に 会社でいい。 会社でいい。 会社でのいっ。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 が表現しい。 がある。 がる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	非公表	1, 118, 075円	ı		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 研究ブロジェクト推進 部長 黒木敏高 東京都千代田区三番町 5	平成23年7月15日	京都リサーチパーク 株式会社 京都府京都市下京区 中堂寺南町134	契約の相手方は立立地 条件によ物件の 条件に当該物件の 会社でありい、光支払社に 対して適までする。 がありいでは 契対して適まがある。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1, 718, 123円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整·普及展開部 長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年7月21日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3 1	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の 実者であり、競争に 適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	8, 470, 468円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	

	-		-						-		
電気料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整·普及展開部 長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年7月25日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3 -4-5	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の 業者であり、競争に 適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	6, 024, 069円	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
三番町ビル水道光熱費(蛍光 灯代含む)	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 研究推進部長 古旗憲一 東京都千代田区三番町 5	平成23年8月1日	国際ランド&ディベ ロップメント株式会 社 東京都千代田区六番 町2	契約の相手方は立地 条件によな物件の選定理 れた当該物件の整理 会社であり、光支払は 契約書上当うため、 契対して可含ないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1, 159, 112円	-	_	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年8月3日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によ数物件の選定管理 会社であり、光支払 料について当該会社に 契約書上行うため、め 争に適子をいいた。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	2, 684, 720円	-	ı	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年8月3日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によ物件の選定 れた当該物件の支 会社であり、光払払は 契約書上当該ためた 対して行さなめまり 分に適けでする。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1, 559, 240円	-	_	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年8月3日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によびで 現代に 場合で 場合で 場合で を 対に で が の を 対 の を 社 で の り の を 会 社 で の り の を 会 社 で の り の り 者 と 社 で う は に つ い て り ま る 社 て う に う は ら は ら は ら は ら り き と も に ら ら ら ら ら ら ら ら ら 。 ( 会 ら ら 。 ( 会 ら ら 。 ( 会 ら 。 ( 会 ら 。 ( 会 ら 。 ( 会 ら 。 ( 会 ら 。 ( 会 ら 。 ( 会 ら 。 ( 。 ( 会 ら 。 ( 。 ( 。 ( 。 ( 。 ( 。 ( 。 。 ( 。 ( 。 。 ( 。 ( 。 ( 。 ( 。 ( 。 。 の 。 の	非公表	1, 143, 325円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宗 別口市本町4-1- 8	平成23年8月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段 南4-5-9	後納郵便を扱ってい のは郵便事業株式 会社だけであり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	3, 104, 080円	-	_	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。) であるため。	9	
後納郵便料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 程空部長 音谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年8月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘 2-9-7	後納郵便を扱ってい るのは郵便事業株式 会社だけであり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1, 259, 540円	-	_	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。) であるため。	9	

熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整·普及展開部 長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年8月11日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3 -1	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の 業者であり、競争に 適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	10, 914, 177円	-	-	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 研究プロジェクト推進 部長 黒木敏高 東京都千代田区三番町 5	平成23年8月15日	京都リサーチパーク 株式会社 京都府京都市下京区 中堂寺南町134	契約の相手方は立地 条件によな物件の 大きでありて 会社でのいて を社でのいま 会社でも がりいて を対して がりいて また を対して がりいて また を対して がりいて また を対して がりいて また を対した がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいて また がりいで ないで ないで ないで ないで ないで ないで ないで な	非公表	1, 832, 774円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
電気料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整·普及展開部 長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年8月22日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3 -4-5	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の と者であり、競争に 適さないため。 (会 計規程第32条第4項)	非公表	6, 633, 171円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
三番町ビル水道光熱費	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 研究推進部長 古克旗憲一 東京都千代田区三番町 5	平成23年9月1日	国際ランド&ディベロップメント株式会社東京都千代田区六番町2	契約の相手方は立定 条件による 条件に当該物件、光支 会社であり、光支 会社であり、光支社、 教制に引きたいた当まで 対して行っないためめ 争に会計規程第34条第4 項)	非公表	1, 209, 235円	-	_	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 程理部長 管充行宗 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年9月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段 南4-5-9	後納郵便を扱ってい るのは郵便事業株式 会社だけであり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	3, 102, 280円	-	_	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
委託管理費(サイエンスプラ ザ共用部分)電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年9月6日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって 会件に当該物りの支会 れた当でありての表 対して 要別しで 要別しで が多して が多して 対争に が多して が多して が多して が多して が多して が多して が多して が多して	非公表	1, 324, 665円	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料(BI RDサーバー)	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年9月6日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によな物件の出まで理 条件に当該物件の整理 会社でのいて当該の教 料についまとうさいた。 契りしで適さいたが、 争にの計規程第34条第4 項)	非公表	1, 074, 995円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

J S T 專有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年9月6日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によ物件により れた当該物件、光支社 会社であり、光支社 料につい当該会社、 対して行うたいため。 争に適さないため。 会計規程第34条第4 項)	非公表	2, 503, 851円	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年9月6日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によな物件の 会社であり、光支払 会社であり、光支払は 対につい書上行うないため 対して適差で 対争に適力さないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1, 006, 823円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年9月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘 2-9-7	後納郵便を扱ってい るのは郵便事業株式 会社だけであり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1, 282, 810円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。) であるため。	9	
光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 研究プロジェクト推進 部長 黒木敏高 東京都千代田区三番町 5	平成23年9月15日	京都リサーチパーク株式会社京都府京都市下京区中堂寺南町134	契約の相手方は立地 条件によ物件の出ま物件の 会社であり、光支払性 会社であり、光支払は 料について当まな対して 契りして 製力に適よのない。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1, 839, 617円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
地域熱供給	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 産学連携展開参事役 (産学連携展開担当) 湯本禎永 東京都千代田区四番町 5-3	平成23年9月16日	株式会社福岡エネル ギーサービス 福岡県福岡市早良区 百道浜1-7-4	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の 業者であり、競争に 適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	1, 064, 927円	-	-	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
東京本部チラー冷凍機チュー ブ薬品洗浄 (2基) 作業	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 若符宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年9月21日	大星ビル管理株式会 社 東京都文京区小石川 4-22-2	当該t' ルの管理規定により当該作業については、t' ル管理組合の指定業者が行うことされ、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	3, 654, 000円	-	-	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	

東京本部郵便室及び厨房PA C型エアコン更新作業	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 程理部長 管谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年9月21日	大星ビル管理株式会 社 東京都文京区小石川 4-22-2	当該に"ルの管理規定により当該作業については、ビ"ル管理組合の指定業者が行うこととされ、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1, 617, 000円	-	_	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整·普及展開部 長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年9月21日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3 - 1	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の 業者であり、競争に 適さないため。 計規程第32条第4項)	非公表	11, 279, 770円	-	_	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
電気料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整·普及展開部 長小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年9月21日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3 -4-5	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の 業者であり、競争に 適さないため。(項 計規程第32条第4項)	非公表	7, 412, 978円	-	_	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	

## 〔記載要領〕

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載す
- る。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
  - •特例政令